

# 残土受入場の現地調査および審査要領

## 1. 目的

公共工事に伴って発生する建設発生土が、適正かつ安全な残土受入場に処理されることを目的とする。

## 2. 新規の残土受入場

### (1) 新設通知書(事業者)

新規に残土受入場を開設し、長崎県が発行する『基本単価一覧表』に掲載を希望する事業者は、残土受入場が所在する地方機関(振興局建設部)の検査指導幹へ、以下の書類を添えて提出すること。なお、部数は2部とする。

- ① 残土受入場の新設通知書(様式1)
  - ・なお面積及び容量は小数点以下四捨五入とする。
- ② 残土受入開始にあたっての関連法令等一覧表(参考様式)
  - ・参考様式であるため、受入場の場所、所在地等により適宜追加すること。
  - ・地権者の同意が分かる資料については、全員分を提出すること。(任意様式)
  - 別途、許可等で同意が分かる資料がある場合は、その写し
- ※宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく手続きについては、規制区域指定の運用開始を令和7年5月23日から開始しており、手続きが必要な場合は、確実に行うこと。
- ③ 当該受入場の開発等許可書(写)
- ④ 許可条件がある場合は、その写し
- ⑤ 関係図面(位置図、平面図、縦断図、横断図、流出防止施設の構造図等)
- ⑥ 受入場が判別できる現況写真
  - ・計画盛土高さがわかる写真(小段毎に丁張を設置)
  - ・受入場の範囲がわかる写真(ビニールテープ等で範囲を示す。)
- ⑦ 残土受入価格表(参考様式)
- ⑧ 受入条件及び制限
- ⑨ 不掲載同意書(様式2)
- ⑩ 残土搬入時の管理方法(例えば受入伝票を発行する等書式も添付する)
- ⑪ 構造物の安定計算書等(開発等許可で検討された場合は不要)
- ⑫ (ストックヤードとして運営する場合)国からのストックヤード登録通知の写し  
(最終受入場として運営する場合)残土受入場の土砂搬出について(様式5)

### (2) 現地調査及び書類審査(地方機関)

残土受入場の新設通知書又は変更通知書を受け付けた場合、速やかに現地調査を行うこと。

また、提出書類についても、内容(関係許可書)を審査し、問題がある場合は、事業者への修正依頼を行うこと。

### (3) 残土受入場の新設通知書又は変更通知書の副申(地方機関)

現地調査及び書類審査終了後、速やかに現地調査票を添えて副申するものとする。

### (4) 基本単価一覧表への掲載(建設企画課)

現地調査結果をもとに適正で安全な受入場と判断した場合は、基本単価一覧表へ掲載する。

## 3. 既掲載済みの残土受入場

### (1) 通知書の記載内容に変更がある場合(事業者)

通知書の記載事項に変更(面積、容量等)が発生した時点で、当該受入場の変更後の開発等許可書の写し等、変更の内容がわかるものを添付して変更通知書を提出すること。なお、関係書類の提出先、内容については、上記(1)新設通知書(事業者)と同じとする。

基本単価一覧表に掲載されている残土受入価格について、変更が必要となった場合は、残土受入価格の変更通知書(様式3)を前月の上旬までに建設企画課へ提出するものとする。

なお、4月の更新に限り、受入単価と受入条件及び制限、許可の更新(期間の延伸のみ)に

については「基本単価一覧表(残土受入業者一覧表)掲載内容確認票」を訂正(見え消し)することで変更通知書の提出を不要とする。ただし、許可の更新(期間の延伸のみ)があった場合はその写しを添付すること。

(2) 更新手続き(事業者)

次年度も引き続き基本単価一覧表への掲載を希望する事業者は、1月から2月末日までに「基本単価表(残土受入業者一覧表)掲載内容確認票」を建設企画課へ提出しなければならない。

提出が無い事業者については、4月から掲載中止し、提出があった日の翌々月から再掲載するものとする。

(3) 残土受入場のパトロールについて(事業者)

基本単価一覧表に掲載されている残土受入事業者は、県が実施する残土受入地のパトロールに協力しなければならない。

①小段毎の丁張りや範囲を示すビニールテープは、毎年確認するため、事前にわかるようにしておくこと。

②平面図、縦断図等図面の提出を指示された場合は事前に提出すること。

(4) 基本単価一覧表への掲載(建設企画課)

年度中に行われた、残土受入地のパトロールの結果をもとに適正で安全な受入場と判断した場合は、基本単価一覧表へ掲載する。

4. 掲載中止(建設企画課)

基本単価一覧表に掲載されている事業者で、掲載中に、当初の通知書の記載事項の変更届けを提出せずに変更していた事が発覚した場合及び届け出書類の不備等が発覚した場合には即時掲載中止とする。

また、現場パトロールにより、産業廃棄物(コン殻、アス殻)及び木根・木材等の混入が確認された場合や重大な事故が発生した場合など適正で安全な受入場と判断出来ない場合についても同様とする。

5. 不掲載同意書(事業者)

基本単価一覧表に掲載しようとする事業者は、新設通知書提出時に不掲載同意書(様式2)を添付しなければならない。

6. 再掲載依頼書(事業者)

掲載中止を受けたが、再掲載を希望する事業者は、問題や不備等を改善した上で、様式4を残土受入場が所在する地方機関(振興局建設部)の検査指導幹へ提出すること。なお、部数は2部とする。

残土受入場のパトロールによる改善指導を受けた場合は、改善前後の写真を添付すること。

7. 掲載通知書の送付(建設企画課)

新設通知書及び再掲載依頼書により提出された書類を審査した結果、適格と判断した場合には基本単価一覧表に掲載する旨の通知文書を事業者に送付する。

8. 掲載の判断について

「残土受入場一覧表に掲載する判断基準(案)」を満足しない場合、(様式5)を提出している残土受入場が土砂の搬出を行っている場合は、未掲載とする。

9. 掲載休止(廃止)(事業者)

残土受入場の整備等により残土受入を一時休止する場合、(様式6)を提出すること。  
なお、廃止する場合も同様とする。

10. 施行

この要領は、令和7年5月23日より施行する。

# 残土受入開始にあたっての関連法令等一覧表

長崎県知事 大石賢吾 様

申請者 住所  
氏名

私が下記において行う工事は、残土受入場であり、下記のとおり報告書を提出します。

## 記

1.施工場所			
2.土地利用の目的			
3.施工面積	m <sup>2</sup>		
4.受入容量	m <sup>3</sup> (盛土)		
5.登記地目			
6.宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法) ※1 長崎県土木部盛土対策室 長崎市建築部建築指導課 佐世保市都市整備部開発指導室 ※2	許可・届出 要※3 ・宅地造成等工事規制区域 ・特定盛土等規制区域 不要	R 年 月 日 ※4	
7.その他関係法令等※5	※6	許可要…許可年月日 不 要…確認年月日	担当印
1.土地利用指導要綱(長崎県) 長崎県土地対策室	許可要 不要	R 年 月 日	
2.○○○○要綱(○○市) ○○市○○課 (土地の開発行為について各市町で定められている条例等があれば記載)	許可要 不要	R 年 月 日	
3.都市計画法に基づく許可 長崎県○○振興局○○課	許可要 不要	R 年 月 日	
4.農地法に基づく許可 ○○市農業委員会	許可要 不要	R 年 月 日	
5.農業振興地域の整備に関する法律 ○○市○○部○○課	許可要 不要	R 年 月 日	
6.森林法に基づく林地開発許可及び 残土処分地内の保安林の有無 長崎県○○振興局○○課	許可要 不要	R 年 月 日	
7.建築基準法 長崎県○○振興局○○課	許可要 不要	R 年 月 日	
8.自然公園法 長崎県○○振興局○○課	許可要 不要	R 年 月 日	

9.都市緑地保全法 ○○市○○部○○課	許可要 不要	R 年 月 日	
10.鳥獣保護狩猟に関する法律 長崎県○○振興局○○課	許可要 不要	R 年 月 日	
11.都市公園法 ○○市○○部○○課	許可要 不要	R 年 月 日	
12.自然環境保全法 長崎県○○振興局○○課	許可要 不要	R 年 月 日	
13.河川法 長崎県○○振興局○○課	許可要 不要	R 年 月 日	
14 地すべり防止法(国土交通省所管) 長崎県○○振興局○○課	許可要 不要	R 年 月 日	
15.地すべり防止法(農林水産省所管) 長崎県○○振興局○○課	許可要 不要	R 年 月 日	
16.地すべり防止法(林野庁所管) 長崎県○○振興局○○課	許可要 不要	R 年 月 日	
17.砂防法 長崎県○○振興局○○課	許可要 不要	R 年 月 日	
18.急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する 法律 長崎県○○振興局○○課	許可要 不要	R 年 月 日	
19.廃棄物処理法に基づく最終処分場の許可 長崎県○○保健所 (施工場所が長崎市、佐世保市の場合はそれぞれ の市が所管です)	許可要 不要	R 年 月 日	
20.土壤汚染対策法 長崎県地域環境課 (施工場所が長崎市、佐世保市の場合はそれぞ れの市が所管です)	許可要 不要	R 年 月 日	
21.国有財産用途廃止付替申請書 ○○市○○部○○課	許可要 不要	R 年 月 日	
8.工事施工者の住所、 氏名及び電話番号	住所 氏名	電話	

※1:都市計画法に基づく開発許可を受けた工事の場合は、記載不要。

※2:盛土規制法の申請対象となる団体のみ残す。(長崎市内→長崎市、佐世保市内→佐世保市、それ以外の地域→長崎県)

※3:許可・届出・不要のいずれか囲い、許可・届出を選択する場合は、宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域のいずれかを囲う。

※4:許可の場合は、許可年月日、届出の場合は、届出受理年月日、不要の場合は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事でない旨の証  
明年月日を記載。

※5:その他関係法令等については、対象となる法律等及び対象機関について適宜修正のもと使用すること。

※6:許可要もしくは不要を○で囲い、許可要の場合は、許可書等を添付すること。

# 残土受入場一覧表に掲載する判断基準(案)

## 1. 現地調査において「適当」と判断する場合は、以下のとおりとする。

- ① 下記の許可を受け、受入場の状況（残土受入場の現地調査票）に、問題が無い場合。
- ② 下記の許可以外で、受入場の状況（残土受入場の現地調査票）に、問題が無い場合。  
ただし、盛土高は、下記の範囲内とする。
- ③ 諸法の許可に該当しない受入場で、現地の状況（残土受入場の現地調査票）に、問題がない場合。ただし、受入場の範囲は所有地内で、盛土高は下記の範囲内とする。

## 2. 許可の種類とは、以下のとおりとする。

- ① 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく許可等
- ② 土地利用対策要綱（県及び市町村）に基づく回答書
- ③ 都市計画法に基づく許可
- ④ 農地法に基づく許可
- ⑤ 森林法に基づく林地開発許可および残土受入地内の保安林の有無
- ⑥ 建築基準法に基づく許可
- ⑦ 地すべり防止法（国土交通省所管、農林省所管、林野庁所管）に基づく許可
- ⑧ 砂防法に基づく許可
- ⑨ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく許可
- ⑩ 廃棄物処理法に基づく最終処分場の許可
- ⑪ ストックヤードとして運営する場合は、国からのストックヤード登録。
- ⑫ その他、防災上の観点から審査許可された処分場

上記のほかに、国有財産用途廃止付替申請に関する協議済文書等

## 3. 盛土高の範囲内とは、以下のとおりとする。

盛土による斜面の垂直高さ（盛土のり高）は、原則 15m以下とし、のり高5m以内毎に幅 1.5 m以上の小段を設置する。

盛土のり面は、30 度以下とし、芝等によって法面処理する。

その他、技術的判断基準については、下記に準じる。

- ・盛土規制法に基づく許可申請等の手引の第4章工事の技術的基準及び設計者資格
- ・宅地造成及び特定盛土等規制法施行令により付加する技術的基準

## 4. 事業者の要件は、以下のとおりとする。

事業者は、自己または自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当するものでないこと

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第 77 号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下において同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第 77 号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下において同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者。
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

## 5. その他

- (1) 現地調査等で判断がつかない場合は、建設企画課と協議する。

- (2) 残土受入場のパトロールの実施

各地方機関の検査指導幹は、管内の残土受入場を定期的（年1回程度）にパトロールを行い、別紙調査表により建設企画課に報告するものとする。

また、必要と判断される場合は、回数にこだわらず実施できるものとする。

# 残土受入場の現地調査票

## (新規・変更)

残土受入場の事業者名称

代表者名

残土受入場の場所

市(郡)

町

### 開発行為等の許可に係る項目

許可の種類	
許可番号	
許可年月日	
残土受入場の状況	現地確認年月日

残土受入場に土砂・岩塊以外のものが混入していないか

(最終処分場の場合は、土砂・岩塊以外の物が含まれている場合がある)

残土受入場の範囲は、許可等の範囲内か

残土受入場の盛土高は、許可等の範囲以内か

下流へ土砂が流出する恐れが無いか

進入道路が適正に確保されているか

### 総合判断及び意見

基本単価一覧表に掲載することが( 適当・不適当)である。

(注)調査した受入場に開発行為等の許可に係る問題点が発見された場合は、業者を直接指導しないで、許可権者に問題点を通知すること。

報告年月日 令和 年 月 日

地方機関名

調査者